

所得計算表 (※1)

		夫	妻
A	総所得額 (※2)		
B (控除額)	① 一律の控除額 (所得がある場合のみ)	80,000円	80,000円
	② 雑損控除		
	③ 医療費控除		
	④ 小規模企業共済等掛金控除		
	⑤ 一般障害者控除 (該当一人につき27万円)		
	⑥ 特別障害者控除 (該当一人につき40万円)		
	⑦ 寡婦 (夫) 控除 (27万円、特例の場合は35万円)		
	⑧ 勤労学生控除		
C	所得額 = A - B (※マイナスは0円)	(c1)	(c2)
	夫婦の合計所得額が730万円未満であれば該当	(c1) + (c2)	

※1: 所得の計算については、児童手当法施行令第2条、第3条を準用します。

※2: 総所得額は、給与所得や事業所得、その他の所得を合算したものです。

市町村民税所得証明書 (または課税 (非課税) 証明書) の合計 (総) 所得金額を記入します。

(参考) 給与所得 (給与所得控除後の所得額)、事業所得 (事業収入 - 必要経費)